

# 11月は児童虐待防止の推進月間です!!

気づいてください! 虐待を受けている子どもはサインを送っています

## 「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには?

皆さんの身近に、不自然な傷や行動・表情など、何か様子がおかしいという子どもはいませんか? もしも、「様子がおかしい、虐待では…?」と感じたら迷わず市町村・福祉事務所、児童相談所に連絡(通告)ください。

連絡(通告)は子どもを守るためのもので、困っている家庭への支援のスタートです!!

※相談者・通告者のプライバシーは守られます。

## 虐待とは、いったいどんなことをいうのでしょうか?

4つの種類があります

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける など。
- 性的虐待** 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノなどの対象にする など。
- ネグレクト** 家や車の中に放置する、食事を与えない、ひどく不潔にする、健康を損ねても治療しない など。
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、差別、子どもの前でDVを行う など。

## どのような時に連絡(通告)したらよいのでしょうか?

まずは虐待のサインに気づくこと・・・例えば

- 地域** 虐待行為そのものの目撃。たたく声や叫び声。
- 子どもの様子** 不自然な傷が多い。不自然な時間の徘徊。衣服や体が非常に汚れている。いつもお腹を空かせているなど。
- 親(保護者)の様子** 地域の中で孤立している。子どもがケガをしたり、病気になっても医者に診せない。小さな子どもを置いたまま外出するなど。

## 「子育て教育相談(カウンセリング)」の相談指導業務を行っています。

【相談日】 毎月第4木曜日

午後1時～5時まで

【場所】 うるま市本庁舎 児童家庭課(偶数月)

石川保健相談センター(奇数月)

※先着4名となっております。

子育てに関する相談に臨床心理士が対応します。  
相談は無料です。

申込みは事前に電話での予約が必要です。

※都合により変更になる時もありますのでご了承ください。

※電話など口頭でも差し支えありません。

児童家庭課(家庭児童相談室)

☎ 973-4983



## 子どものサインに気づいたときには連絡(通告)しましょう。相談者・通告者のプライバシーは守られます。

### 【連絡(通告)先】

○うるま市児童家庭課(家庭児童相談室)  
月～金 午前8時30分～午後5時15分

☎ 973-4983

○沖縄県コザ児童相談所  
月～金 午前8時30分～午後5時30分

☎ 937-0859

○子ども虐待ホットライン  
(夜間・土日祝・年末年始(24時間対応))

☎ 886-2900

○うるま警察署  
☎ 973-0110

○石川警察署  
☎ 964-4110

※緊急の場合には「110番」通報しましょう。